

公開草案 2022年10月18日
 (意見募集期限 2022年11月25日)

監査基準報告書300「監査計画」の改正について

年 月 日
 日本公認会計士協会

改正案	現 行
<p>監査基準報告書300</p> <p style="text-align: center;">監査計画</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2019年6月12日 改正 2021年6月8日 改正 2022年6月16日 改正 2022年10月13日 最終改正 2023年 月 日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第12号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《3. 計画活動》 (省 略)</p> <p>9A. 監査責任者は、監査の基本的な方針及び詳細な監査計画を査閲しなければならない。 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省 略)</p> <p>《4. 計画活動》 《(1) 監査の基本的な方針》(第6項から第7項参照)</p> <p>A8. リスク評価手続の完了により、監査の基本的な方針の策定プロセスには以下の事項が含まれるこ</p>	<p>監査基準報告書300</p> <p style="text-align: center;">監査計画</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2019年6月12日 改正 2021年6月8日 改正 2022年6月16日 最終改正 2022年10月13日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第12号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《3. 計画活動》 (省 略) (新 設) (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省 略)</p> <p>《4. 計画活動》 《(1) 監査の基本的な方針》(第6項から第7項参照)</p> <p>A8. リスク評価手続の完了により、監査の基本的な方針の策定プロセスには以下の事項が含まれるこ</p>

改正案	現 行
<p>とがある。</p> <p>(1) 特定の監査の領域に配置すべき業務運営に関する人的資源、テクノロジー資源又は知的資源の内容 例えば、重要な虚偽表示リスクの程度が高い領域への豊富な経験を有する監査チームメンバーの配置や、複雑な事項に対処するための専門家の利用</p> <p>(2) 特定の監査の領域に配分すべき資源 例えば、複数の事業所の現地棚卸の立会に配置する監査チームメンバーの人数、グループ監査における構成単位の監査人への指揮、監督及びその作業の査閲の内容及び範囲、重要な虚偽表示リスクの程度が高い領域に配分すべき監査時間が含まれる。</p> <p>(3) 資源を配置すべき時期 例えば、期中の監査の段階又は特定の基準日に配置することが含まれる。</p> <p>(4) 資源についての指揮、監督又は利用の方法 例えば、監査チーム内で指示及び報告のために討議を実施する時期、監査責任者や監督機能を有する監査補助者が実施する監査調書の査閲等の方法（往査先での実施又は監査事務所での実施など）、監査業務に係る審査の時期が含まれる。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《IV 適用》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>・ 本報告書（ 年 月 日）は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準報告書第1号（2022年6月16日）、品質管理基準報告書第2号（2022年6月16日）及び監査基準報告書220（2022年6月16日）と同時に適用する。なお、2022年6月16日付けで改正された品質管理基準に関する事項は、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」（2022年6月16日）と同時に適用する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <p>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）</p> <p>・ 本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> </div>	<p>とがある。</p> <p>(1) 特定の監査の領域に配置すべき業務運営に関する人的資源、テクノロジー資源又は知的資源の内容 例えば、重要な虚偽表示リスクの程度が高い領域への豊富な経験を有する監査チームメンバーの配置や、複雑な事項に対処するための専門家の利用</p> <p>(2) 特定の監査の領域に配分すべき資源 例えば、複数の事業所の現地棚卸の立会に配置する監査チームメンバーの人数、グループ監査における他の監査人の作業の査閲の程度、重要な虚偽表示リスクの程度が高い領域に配分すべき監査時間が含まれる。</p> <p>(3) 資源を配置すべき時期 例えば、期中の監査の段階又は特定の基準日に配置することが含まれる。</p> <p>(4) 資源についての指揮、監督又は利用の方法 例えば、監査チーム内で指示及び報告のために討議を実施する時期、監査責任者や監督機能を有する監査補助者が実施する監査調書の査閲等の方法（往査先での実施又は監査事務所での実施など）、監査業務に係る審査の時期が含まれる。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《IV 適用》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <p>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）</p> </div>

改正案	現 行
<p data-bbox="261 310 1368 342">－ 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(年 月 日改正)</p> <p data-bbox="231 401 1412 478">《付録 監査の基本的な方針を策定する際の考慮事項》(第6項、第7項、A8項からA11項参照) (省 略)</p> <p data-bbox="231 491 516 522">《1. 監査業務の特徴》</p> <ul data-bbox="261 535 1472 1514" style="list-style-type: none"> ・ 他の財務報告の枠組みとの必要な調整を含む、監査される財務情報の作成の基となる財務報告の枠組み ・ 規制当局によって義務付けられているような産業特有の報告事項 ・ <u>想定される監査対象範囲（グループ監査のために監査の作業を実施することが想定される構成単位を含む。）と構成単位の監査人が関与する範囲</u> ・ 連結の範囲を決定する親会社と<u>企業又は事業単位</u>との支配従属関係 ・ 企業の属する業界の特性（例えば、専門知識の必要性） ・ 監査の対象となる財務情報の通貨換算の必要性 ・ <u>グループ監査のために実施する監査の作業に加えて、法令、規制又はその他の理由により財務諸表監査を実施する必要性</u> ・ 企業の内部監査機能の有無、有している場合は、監査の目的に照らして内部監査人の作業を利用する領域及び利用の程度 ・ 企業による委託会社の利用状況及び当該業務に係る内部統制のデザイン又は運用に関する監査証拠の入手方法 ・ 過年度の監査で入手した監査証拠の利用可能性（例えば、リスク評価手続や運用評価手続により入手した監査証拠） ・ 監査手続の実施におけるITの影響（例えば、データやコンピュータ利用監査技法（CAAT）の利用可能性） ・ 期中の財務情報のレビュー業務と監査業務の実施時期や範囲の調整、及びこれから得られた情報が監査業務に与える影響 ・ 企業の従業員の対応可能性やデータの利用可能性 <p data-bbox="231 1570 1068 1602">《2. 報告の目的、監査の実施時期及びコミュニケーションの内容》</p> <ul data-bbox="261 1614 1472 1873" style="list-style-type: none"> ・ 企業の報告に関する日程（例えば、期中と最終段階） ・ 実施する監査手続の種類、時期及びカバレッジに関して経営者及び監査役等との間で協議を行うための体制 ・ 発行すべき報告書及び文書又は口頭によるその他の報告の内容や時期についての経営者及び監査役等との協議（例えば、監査報告書、マネジメントレター及び監査役等とのコミュニケーション） 	<p data-bbox="2062 260 2160 291">現 行</p> <p data-bbox="1507 401 2689 478">《付録 監査の基本的な方針を策定する際の考慮事項》(第6項、第7項、A8項からA11項参照) (省 略)</p> <p data-bbox="1507 491 1792 522">《1. 監査業務の特徴》</p> <ul data-bbox="1537 535 2748 1514" style="list-style-type: none"> ・ 他の財務報告の枠組みとの必要な調整を含む、監査される財務情報の作成の基となる財務報告の枠組み ・ 規制当局によって義務付けられているような産業特有の報告事項 ・ <u>期待される監査手続のカバレッジ（例えば、構成単位の数や所在地）</u> ・ 連結の範囲を決定する親会社と構成単位との支配従属関係 ・ <u>他の監査人が監査する構成単位の範囲</u> ・ 企業の属する業界の特性（例えば、専門知識の必要性） ・ 監査の対象となる財務情報の通貨換算の必要性 ・ <u>連結財務諸表監査の対象となる構成単位の法定監査の必要性</u> ・ 企業の内部監査機能の有無、有している場合は、監査の目的に照らして内部監査人の作業を利用する領域及び利用の程度 ・ 企業による委託会社の利用状況及び当該業務に係る内部統制のデザイン又は運用に関する監査証拠の入手方法 ・ 過年度の監査で入手した監査証拠の利用可能性（例えば、リスク評価手続や運用評価手続により入手した監査証拠） ・ 監査手続の実施におけるITの影響（例えば、データやコンピュータ利用監査技法（CAAT）の利用可能性） ・ 期中の財務情報のレビュー業務と監査業務の実施時期や範囲の調整、及びこれから得られた情報が監査業務に与える影響 ・ 企業の従業員の対応可能性やデータの利用可能性 <p data-bbox="1507 1570 2344 1602">《2. 報告の目的、監査の実施時期及びコミュニケーションの内容》</p> <ul data-bbox="1537 1614 2748 1873" style="list-style-type: none"> ・ 企業の報告に関する日程（例えば、期中と最終段階） ・ 実施する監査手続の種類、時期及びカバレッジに関して経営者及び監査役等との間で協議を行うための体制 ・ 発行すべき報告書及び文書又は口頭によるその他の報告の内容や時期についての経営者及び監査役等との協議（例えば、監査報告書、マネジメントレター及び監査役等とのコミュニケーション）

改正案	現 行
<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査実施期間において、監査業務の遂行状況に関して期待されるコミュニケーションについての経営者との協議 ・ <u>グループ監査のために実施する監査の作業に関連して想定されるコミュニケーションの種類と時期についての構成単位の監査人との協議</u> ・ 監査チーム内のコミュニケーションで期待される内容とその実施時期（例えば、実施した<u>監査の作業</u>に関する監査調書の査閲の実施時期） ・ 第三者に対して予想される報告の有無（例えば、監査に関連して生じる全ての法的又は契約上の報告責任） <p>《3. 重要な要素、予備的な活動及び他の業務からの情報》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準報告書320「監査の計画及び実施における重要性」に従った監査上の重要性の決定及び適用のある場合には以下の事項 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書600「<u>グループ監査における特別な考慮事項</u>」に従った構成単位の手続実施上の重要性の決定と構成単位の監査人への通知（監基報600第35項及び第36項参照） － <u>重要な取引種類、勘定残高又は注記事項についての暫定的な識別</u> ・ 重要な虚偽表示リスクの程度が高い可能性のある領域の予備的な識別 ・ 識別した財務諸表全体レベルでの重要な虚偽表示リスクが、監査チームメンバーに対する指示、監督及び監査調書の査閲に与える影響 ・ 監査証拠を入手し評価する際に、職業的懐疑心を保持する必要性を監査チームメンバーに周知徹底する方法 ・ 適用される財務報告の枠組みの改正（重要な注記事項の追加又は変更を含む。） ・ 内部統制の有効性の評価を含む過年度の監査結果（例えば、識別した内部統制の不備及びその不備に対する改善措置） ・ 監査に影響を与える可能性のある事項に関して、企業に他のサービスを提供している監査事務所の職員との協議 ・ 適用される財務報告の枠組みで要求される注記事項を識別し、作成するために経営者が使用するプロセス。注記事項には、総勘定元帳や補助元帳以外から入手した情報を含む注記事項も含まれる。 ・ 適切な内部統制の整備及び運用についての経営者の責任（例えば、このような内部統制に関しての適切な文書） ・ 内部統制に依拠することがより効率的になる一定の取引量の有無 ・ 企業が事業を円滑に遂行する上での内部統制の重要性 ・ 企業に影響を与える重要な事業展開（例えば、ITや業務プロセスの変更及び主要な経営者の交代並びに買収、合併及び事業の売却） ・ 重要な産業の情勢（例えば、産業の規制の変更及び報告事項の新設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査実施期間において、監査業務の遂行状況に関して期待されるコミュニケーションについての経営者との協議 ・ <u>構成単位の監査に関連して発行すべき文書及びその他の事項の種類と時期についての構成単位の監査人との協議</u> ・ 監査チーム内のコミュニケーションで期待される内容とその実施時期（例えば、実施した<u>監査手続</u>に関する監査調書の査閲の実施時期） ・ 第三者に対して予想される報告の有無（例えば、監査に関連して生じる全ての法的又は契約上の報告責任） <p>《3. 重要な要素、予備的な活動及び他の業務からの情報》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準報告書320「監査の計画及び実施における重要性」に従った監査上の重要性の決定及び適用のある場合には以下の事項 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書600「<u>グループ監査</u>」に従った構成単位の重要性の決定と構成単位の監査人への通知（監基報600第20項から第22項及び第39項(3)参照） － <u>重要な構成単位、並びに重要性のある取引種類、勘定残高又は注記事項の予備的な識別</u> ・ 重要な虚偽表示リスクの程度が高い可能性のある領域の予備的な識別 ・ 識別した財務諸表全体レベルでの重要な虚偽表示リスクが、監査チームメンバーに対する指示、監督及び監査調書の査閲に与える影響 ・ 監査証拠を入手し評価する際に、職業的懐疑心を保持する必要性を監査チームメンバーに周知徹底する方法 ・ 適用される財務報告の枠組みの改正（重要な注記事項の追加又は変更を含む。） ・ 内部統制の有効性の評価を含む過年度の監査結果（例えば、識別した内部統制の不備及びその不備に対する改善措置） ・ 監査に影響を与える可能性のある事項に関して、企業に他のサービスを提供している監査事務所の職員との協議 ・ 適用される財務報告の枠組みで要求される注記事項を識別し、作成するために経営者が使用するプロセス。注記事項には、総勘定元帳や補助元帳以外から入手した情報を含む注記事項も含まれる。 ・ 適切な内部統制の整備及び運用についての経営者の責任（例えば、このような内部統制に関しての適切な文書） ・ 内部統制に依拠することがより効率的になる一定の取引量の有無 ・ 企業が事業を円滑に遂行する上での内部統制の重要性 ・ 企業に影響を与える重要な事業展開（例えば、ITや業務プロセスの変更及び主要な経営者の交代並びに買収、合併及び事業の売却） ・ 重要な産業の情勢（例えば、産業の規制の変更及び報告事項の新設）

改正案	現 行
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計基準の変更のような、財務報告の枠組みにおける重要な変更 ・ その他重要な関連する情勢（例えば、企業に影響を与える法律の変更） （省 略） <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計基準の変更のような、財務報告の枠組みにおける重要な変更 ・ その他重要な関連する情勢（例えば、企業に影響を与える法律の変更） （省 略） <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上